

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	27	府省庁名	国土交通省		
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）				
要望項目名	防災街区整備事業により従前の権利者に与えられる一定の規模の防災施設建築物に対する特例措置の延長				
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>防災街区整備事業の施行に伴い、従前の権利者に対して従前資産に対応して与えられる防災施設建築物（権利床）に対して課する固定資産税に係る特例措置の2年間延長。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>権利床に該当する家屋について、従前権利者居住用については2/3、従前権利者非居住用及び非居住用家屋については1/3を、新築後5年間減額する措置の適用期限（平成22年3月31日）を2年間延長する。</p>				
関係条文	<p>地方税法附則第15条の8第3項及び第5項</p> <p>地方税法施行令附則第12条第16項から第20項及び第22項</p>				
要望理由	<p>防災街区整備事業により新築された防災施設建築物の一部が従前の権利者に与えられた場合においては、従前に比して固定資産税が大幅に増加することとなる。当該税負担の激変を緩和する税制上の特例措置を講ずることにより、従前の権利者の合意を得やすくし、権利関係等が輻輳している密集市街地における当該事業の強力な促進による防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を強力に推進することが必要である。</p>				
減収見込額	(初年度)	— (21.6)	(平年度)	— (43.2)	(単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	<p>・国税 事業の用に供するために施行者に土地等を譲渡する場合の長期譲渡所得の軽減税率等</p>		<p>・融資、補助金その他 【補助】住宅市街地総合整備事業 32,701百万円（平成21年度予算額） 【融資】(独)住宅金融支援機構融資（まちづくり融資） 【債務保証】民間再開発促進基金による債務保証制度</p>	
	22年度の望	<p>・国税</p>		<p>・融資、補助金その他 【補助】住宅市街地総合整備事業 31,065百万円の内数(平成22年度予算額) 【債務保証】民間再開発促進基金による債務保証制度</p>	
過去の要望経緯	平成16年度創設、平成18年度延長、平成20年度延長				
本要望に対応する縮減案					